

# 狛江市第1次再犯防止推進計画

## 取組状況確認表

令和6年9月

狛江市



## 目次

1	計画の推進.....	1
2	基本目標.....	3
3	施策の体系.....	6
4	関連事業と担当課.....	7
5	狛江市第1次再犯防止推進計画 取組状況確認表.....	11



# 1 計画の推進

## 1 狛江市第1次再犯防止推進計画取組状況確認表

狛江市第1次再犯防止推進計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を実効性のあるものとするため、施策の実現に向け、重視して取り組む重点取組ごとに事業の取組目標をとりまとめ、計画の進捗状況を確認する狛江市第1次再犯防止推進計画取組状況確認表（以下「確認表」という。）を策定しました。

## 2 評価体制

### 狛江市第1次再犯防止推進計画の進捗状況の評価

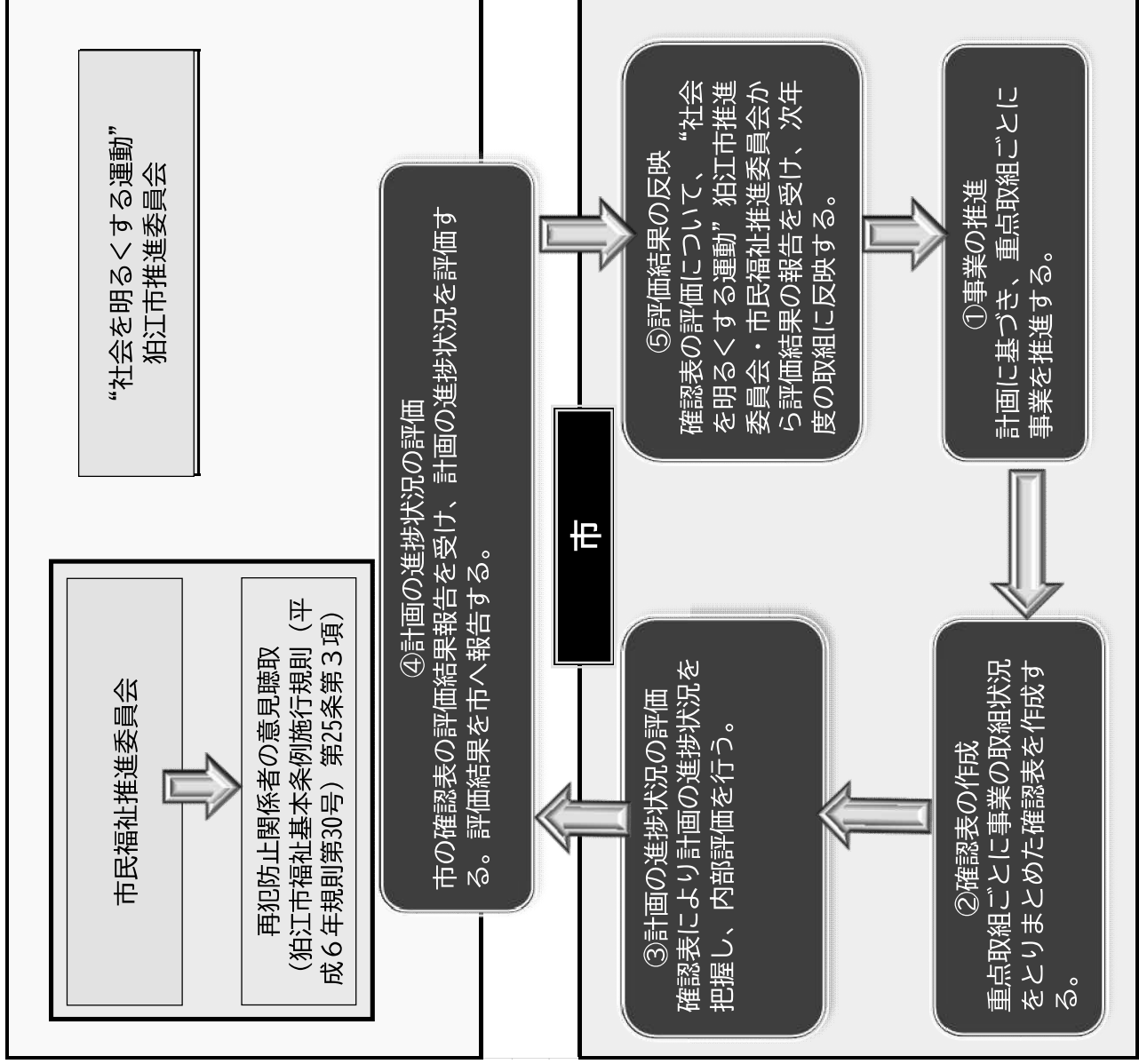
#### （1）狛江市地域共生社会推進会議による進捗状況の評価

再犯防止推進計画を推進するため、狛江市地域共生社会推進会議の設置及び運営に関する要綱第1条の規定により設置された狛江市地域共生社会推進会議において、確認表により、再犯防止推進計画の進捗状況を把握し、内部評価を行います。

評価の結果、見直しが必要と認められる場合には、必要に応じて事業を見直し、施策が実現できるような事業を進めていきます。また、評価結果は“社会を明るくする運動” 狛江市推進委員会及び狛江市市民福祉推進委員会に報告します。

#### （2）“社会を明るくする運動” 狛江市推進委員会及び狛江市市民福祉推進委員会による進捗状況の評価

“社会を明るくする運動” 狛江市推進委員会及び狛江市市民福祉推進委員会は、確認表の内部評価結果を踏まえて、再犯防止推進計画の進捗状況の評価し、評価結果を市に報告します。



## 2

## 基本目標

### 基本目標 1

一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築

### 基本目標 2

「つながり」を実現できる地域づくり

### 基本目標 3

社会参加を進めるシステムづくり

### 基本目標 4

総合的で切れ目のない生活支援システムづくり

### 基本目標 5

多機関で協働して支援に当たる体制の構築

### 基本目標 1 一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築

矯正施設に在所又は在院（以下「在所」という。）している方（以下「在所者」という。）及び出所者等で支援を必要とする全ての人が、必要とする支援を受けられる仕組みづくりを進めます。現在、市では従来の枠組みでは対処しきれない、複雑化・複合化した地域生活課題や新たな地域生活課題を抱える人が適切な支援を受けられるよう、新しい包括的な相談支援・サービス提供システムの構築を進めています。今後は、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉・生活困窮の各法に基づき相談支援事業を一体として実施し、属性や世代を問わず包括的に相談を受け止め、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した生活課題を解決する複数の相談支援機関等相互間のネットワークによる支援体制づくりを進めます。

しかしながら、在所者及び出所者等の中には市、民間支援団体等の各種相談窓口を知らない方、知っていてもどの窓口にも相談してよいか分からない方がいます。このような在所者及び出所者等に向けて分かりやすく各種相談窓口を周知する必要があります。

出所者等で社会的に孤立している方や孤独を感じている方、自ら支援を望まない方等自ら支援につなぐことが難しい人の場合には、積極的に支援の対象者を発見するためのアウトリーチ等を行うことにより、早期に支援につなげるとともに、アセスメントや支援を目的としたアウトリーチを通じた継続的支援を行うことにより、本人との関係性を構築する支援を行います。さらに、出所者等で社会との関係性が希薄化しており、社会参加に向けた支援が必要な方には、本人及びその世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復するような支援をする等重層的な支援を進めていきます。

## 基本目標2 「つながり」を実感できる地域づくり

国は、市、民間協力者と連携して、再犯防止啓発月間や“社会を明るくする運動”強調月間を中心として、広く市民が出所者等の再犯の防止等についての関心と理解を深めるための事業を推進しています。また、出所者等の地域社会への復帰支援は、出所者等が孤立することなく、地域社会の一員として安定した生活が送れるよう、保護観察官と協働して保護観察を行う等の活動を行う出所者等の社会復帰を支援するための地域に根ざした幅広い活動を行う更生保護女性会やBBS (Big Brothers and Sisters) 会等の更生保護ボランティアや民間協力者の活動に支えられています。

しかしながら、市民意識調査結果によれば、これらの事業や更生保護団体の市民への周知度は高いとはいえ、出所者等の立ち直りについてはどちらかといえば距離を置きたいとする市民が多くなっており、市民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状にあります。このような現状を踏まえ、更生の意欲を有する在所者及び出所者等が、責任ある地域社会の構成員として受入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を分かりやすく効果的に広報する等して、広く市民の関心と理解が得られるよう施策を推進する必要があります。

このような地域づくりを進める中で出所者等の社会的孤立を防ぎ、不安や孤独感を抱えた出所者等が悩みを分かち合い、出所者等が地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備していきます。

## 基本目標3 社会参加を進めるシステムづくり

就労継続支援（B型）事業や就労準備支援事業など既存の社会参加に向けた取組では対応できない狭間のニーズに対応するため、出所者等のニーズ・希望と地域の資源との間の丁寧なマッチング、出所者等のために、社会復帰及び地域での生活への定着支援、就労支援、修学支援等を行うていきます。

また、地域において住民同士が出会い、参加することのできる場や居場所において出所者等が地域社会の一員として参加できる機会を創出しま



す。

非行が、修学からの離脱を助長し、又は復学を妨げる要因となっているとの指摘があることも踏まえ、非行防止に向けた取組を推進します。これらの取組を通じて、狭間の二一ズのある出所者等が地域社会に参加できるシステムを構築していきます。

## 基本目標4 総合的で切れ目のない生活支援システムづくり

出所者等及びその家族が地域で豊かに暮らすためには、福祉サービスが必要とする出所者等やその世帯が抱える様々な課題、例えば、福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就業、教育、防災、防犯、地域社会からの孤立等の課題を出所者等を支える関係者・機関・団体（以下「支援関係者等」という。）が把握し、支援関係者等同士の連携等により、フォーマル、インフォーマルなサービスを活用して、総合的で切れ目のない生活支援システムを構築していきます。総合的で切れ目のないシステム構築に当たっては、在所者の帰住予定地が市となっている場合には、在所中から矯正施設や刑事司法機関と市及び支援関係機関との間で福祉、医療等のサービスの円滑な提供に向けた調整を進めていきます。

また、保護司については、担い手の確保が年々困難となり、高齢化も進んでいるため、幅広い世代から多様な人材を確保することができる持続可能な保護司制度の構築に向けて、保護司活動の基盤整備を一層推進していく必要があります。

## 基本目標5 多機関で協働して支援に当たる体制の構築

出所者等が地域社会の中で孤立することなく、自立した地域社会の構成員として安定した生活を送るためには、刑事司法手続段階における社会復帰支援のみならず、刑事司法手続終了後も、国、東京都、市、地域の保健・福祉関係機関、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して支援することで、出所者等が地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備する必要があります。

環境の整備に当たっては、出所者等並びにその世帯に様々な複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題等があり、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例については、重層的支援体制整備事業の重層的支援会議及び支援会議における協議等を通じて、福祉関係機関・団体のみならず、矯正施設、刑事司法機関、更生保護機関・施設・団体等の多機関で協働して、地域生活課題や支援の方向性について協議をすることのできるような体制の整備を進めます。

社会復帰支援に当たっては、市に帰住予定の在所者については、出所に向けてあらかじめ矯正施設、刑事司法機関等と調整を進める等在所者が円滑に地域社会に立ち戻っていくことができる体制を構築します。

# 3

## 施策の体系

5つの基本目標を踏まえ、下図の施策の体系により施策を推進します。

基本目標1		施策No	施策	関連頁
一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築	1-1		在所者及び出所者等への市、民間支援団体等の各種相談窓口の分かりやすい周知を推進します。	11
	1-2		出所者等及びその家族の社会的孤立を予防・解消する相談支援体制の構築を推進します。	12
基本目標2		施策No	施策	関連頁
「つながり」を実感できる地域づくり	2-1		市民への更生保護団体及び「再犯防止啓発月間」、「社会を明るくする運動」等再犯防止に関する取組の周知を推進します。	13
	2-2		市民への出所者等・非行をした少年の理解を推進します。	14
基本目標3		施策No	施策	関連頁
社会参加を進めるシステムづくり	3-1		出所者等の就労支援体制の構築を推進します。	15
	3-2		出所者等が地域社会の一員としてかかわられる環境整備を推進します。	15
	3-3		出所者等の修学支援の体制の構築を推進します。	16
	3-4		児童生徒の非行の未然防止、早期対応のための取組を推進します。	17
基本目標4		施策No	施策	関連頁
総合的で切れ目のない生活支援システムづくり	4-1		新たな保護司候補者を確保し、保護司等が出所者等への支援等を円滑に行える支援体制の強化を推進します。	18
	4-2		住居の確保が困難な出所者等の状況に応じた住居の確保に向けた支援体制の構築を推進します。	19
	4-3		出所者等の出所の際、保健医療・福祉サービスを円滑に利用できる支援体制の構築を推進します。	20
	4-4		依存症等の出所者等が出所の際、本人の状況に応じて適切な更生保護団体、医療機関につなぐ支援体制の構築を推進します。	21
	4-5		出所者等の家族への支援に向けた体制の構築を推進します。	21
基本目標5		施策No	施策	関連頁
多機関で協働して支援に当たる体制の構築	5-1		再犯防止を推進するための市職員、市内支援関係者等の人的体制の整備を推進します。	22
	5-2		在所者の出所に向けて矯正施設、刑事司法機関等との連携体制の構築を推進します。	22
	5-3		出所者等の出所の前後に多機関で協働した支援を推進します。	23

全ての市民が、生涯にわたる個人として尊重され、支え合って、誰もが排除されない地域社会の実現を目指します。

基本理念

基本目標	施策No	重点取組	福祉政策課	福祉相談課	まちづくり推進課	学校教育課	指導室	頁
1：一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築	1-1-1	効果的な媒体による分かりやすい各種相談窓口の周知の推進	●					11
	1-1-2	相談窓口の機能役割の明確化	●					11
	1-2-1	在所中又は勾留中からの支援関係者等の情報共有、支援準備等の連携体制の構築	●					12
	1-2-2	市職員、市内福祉関係者への再犯防止に係る研修等による相談支援機能の強化	●					12
	2-1-1	更生保護団体の周知の推進	●					13
	2-1-2	「再犯防止啓発月間」、「社会を明るくする運動」等を通じた再犯防止に関する取組の周知・啓発活動の実施	●					13
	2-2-1	市民と愛光女子学園の在院者との交流機会創出の支援	●					14
	2-2-2	市民への出所者等の特性の理解の推進に向けた矯正施設、保護観察所、検察庁、地域生活定着支援センター等の職員と協力したアウトリーチ等による周知活動の推進	●					14
	2-2-3	市民に対する愛光女子学園による周知活動への協力	●					14

基本目標	施策No	重点取組	福祉政策課	福祉相談課	まちづくり推進課	学校教育課	指導室	頁	
3：社会参加を進めるシステムづくり	3-1-1	市内事業者向けに、協力雇用主や受刑者等採用相談窓口ネットワーク（矯正就労支援情報センター）の周知の支援	●					15	
	3-1-2	市内に帰住予定の在所者の支援関係者等と連携した就労支援の推進		●				15	
	3-1-3	ハローワークと連携した出所者等のニーズに合った就労情報の提供支援の推進		●				15	
	3-2-1	出所者等が地域住民と緩やかにつながる地域での居場所づくりの推進や地域での活動に向けた環境の構築の推進	●					15	
	3-3-1	義務教育を修了していない出所者等の修学支援	●				●	16	
	3-3-2	関係機関との連携による修学支援	●				●	16	
	3-4-1	児童生徒の非行や問題行動の未然防止及び早期対応の推進						●	17
	3-4-2	児童生徒に対する非行防止に係る啓発活動の推進						●	17

基本目標	施策No	重点取組	福祉政策課	福祉相談課	まちづくり推進課	学校教育課	指導室	頁
4：総合的で 切れ目のない 生活支援シス テムづくり	4-1-1	保護司の自宅以外の活動場所の確保、国の保護司活動のデジタル化を踏まえた保護司活動の環境整備の推進	●					18
	4-1-2	保護司活動の支障となる要因の軽減の検討	●					18
	4-1-3	幅広い世代から多様な保護司候補者の確保の推進	●					18
	4-2-1	一時的な宿泊場所の紹介の推進		●				19
	4-2-2	居住支援協議会による相談支援機能の強化	●		●			19
	4-2-3	出所者等への見守り等の支援体制の強化	●					19
	4-3-1	支援関係者等と連携した保健医療・福祉サービスの提供に向けた事前準備の推進及び伴走型支援の推進	●					20
	4-3-2	出所者等の支援関係者等によるケース会議等への参加の推進	●					20
	4-4-1	依存症等の出所者等のニーズの把握、ニーズを踏まえた支援体制の構築の推進	●					21
	4-5-1	家族のニーズを踏まえた相談支援機関の情報提供、依存症、障がい等に関する知識習得・理解促進の機会創出の推進	●					21

基本目標	施策No	重点取組	福祉政策課	福祉相談課	まちづくり推進課	学校教育課	指導室	頁
5：多機関で協働して支援に当たる体制の構築	5-1-1	刑事司法機関等と連携した市職員、学校関係者、市内支援関係者等向け研修の実施	●				●	22
	5-1-2	近隣矯正施設見学会等の推進	●					22
	5-2-1	出所者等の支援関係者等によるケース会議等への参加の推進	●					22
	5-2-2	市職員、市内支援関係者等による連携の推進	●					22
	5-3-1	関係機関とケースに応じた柔軟な居住確保に向けた連携を強化できる仕組みづくりの推進	●		●			23
	5-3-2	重層的支援体制整備事業の支援会議等を活用した市職員、市内支援関係者等間の連携強化の推進	●					23

# 5

## 狛江市第1次再犯防止推進計画 取組状況確認表

基本目標1：一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築						
施策No						
1-1	在所者及び出所者等への市、民間支援団体等の各種相談窓口の分かりやすい周知を推進します。	担当課	取組	取組目標		
重点取組	事業概要			R 6	R 7	
1-1-1	市のホームページや再犯防止推進計画周知チラシを作成することにより、在所者及び出所者等へ市等の相談窓口を分かりやすく伝えます。	福祉政策課	多様な周知方法の設定及び相談窓口の周知先の拡大	ホームページ及びチラシの作成	周知先の開拓及び配架	R 8
1-1-2	在所者、出所者等及び再犯防止関係団体（以下「再犯防止関係団体等」という。）が相談時にすぐにつなかれるよう、相談窓口の明確化を図るとともに、関係者へ周知を図ります。	福祉政策課	相談窓口を明確化するとともに、相談窓口を再犯防止関係団体等へ周知	R 6	再犯防止関係団体等への周知	R 8
	相談窓口の機能役割の明確化					

1-2 出所者等及びその家族の社会的孤立を予防・解消する相談支援体制の構築を推進します。					
重点取組	事業概要	担当課	取組	取組目標	
1-2-1 在所中又は勾留中からの支援関係者等の情報共有、支援準備等の連携体制の構築	狛江市へ帰住希望の方に対する生活環境調整（注1）に対応できる連携体制の構築を図ります。	福祉政策課	狛江市へ帰住希望の方に対する生活環境調整に対応できる連携体制の構築	R 6 連携体制の構築	R 7 連携体制の強化 R 8 連携体制の強化
1-2-2 市職員、市内福祉関係者への再犯防止に係る研修等による相談支援機能の強化	東京都主催の再犯防止に関する市区町村向け研修会等を活用し、市職員等へ研修の受講により相談支援機能を強化します。	福祉政策課	市職員等の再犯防止に関する研修会への参加	R 6 適宜	R 7 適宜 R 8 適宜

（注1） 更生保護法第82条の規定により保護観察所の長が行う入所者等の矯正施設退所後の住居、就業先その他生活環境の調整をいう。



基本目標2：「つながり」を実感できる地域づくり

施策No

2-1 市民への更生保護団体及び「再犯防止啓発月間」等再犯防止に関する取組の周知を推進します。						
重点取組	事業概要	担当課	取組	取組目標		
2-1-1	更生保護団体を含む更生保護団体について、ホームページの適宜更新やチラシの作成及び配架により市民の認知度向上に努めます。	福祉政策課	市民の更生保護団体の認知度向上	R6 ・更生保護団体等のホームページの充実 ・（再掲）チラシの作成	R7 ・更生保護団体等のホームページの充実 ・（再掲）周知先の開拓及び配架	R8 ・更生保護団体等のホームページの充実 ・（再掲）周知先の開拓及び配架
2-1-2	「再犯防止啓発月間」、「社会を明るくする運動」等を通じた再犯防止に関する取組の周知・啓発活動の実施	福祉政策課	「社会を明るくする運動」で狛江駅頭広報活動及び推進大会・コンサートを実施し、これらのイベントをSNS等を使った事業の周知	R6 イベントの実施及び市ホームページへの掲載	R7 イベントの実施及びSNS等を使った事業の周知	R8 イベントの実施及びSNS等を使った事業の周知

2-2 市民への出所者等・非行をした少年の理解を推進します。		取組目標			
重点取組	事業概要	担当課	取組	取組目標	
2-2-1 市民と愛光女子学園の在院者との交流機会創出の支援	愛光女子学園との包括協定に基づき、市民と愛光女子学園の在院者との交流を実施します。	福祉政策課	市民と在院者との交流事業の実施	R 6	R 8
				実施	実施
2-2-2 市民への出所者等の特性の理解の推進に向けた矯正施設、保護観察所、検察庁、地域生活定着支援センター等の職員と協力したアウトリーチ等による周知活動の推進	市民の更生支援に対する理解を深めるため、更生支援に関する広報や啓発の機会を設けます。	福祉政策課	アウトリーチ等による更生支援に関する周知活動の推進	R 6	R 8
				周知活動の調整	周知活動の推進
2-2-3 市民に対する愛光女子学園による周知活動への協力	愛光女子学園との包括協定に基づいて実施する周知活動を支援します。	福祉政策課	愛光女子学園が実施する周知活動の支援	R 6	R 8
				周知活動の支援	周知活動の支援

基本目標3：社会参加を進めるシステムづくり

施策No

3-1 出所者等の就労支援体制の構築を推進します。						
重点取組	事業概要	担当課	取組	取組目標		
3-1-1	法務省が作成している協力雇用主に関するパンフレット等を活用し、協力雇用主等の制度に関する周知を支援します。	福祉政策課	協力雇用主制度等に関する周知の実施	R6 チラシの配架・ホームページの作成	R7 チラシの配架・ホームページの更新	R8 チラシの配架・ホームページの更新
3-1-2	在所者の支援関係者と就労支援員が連携し、在所者の状況に応じた就労支援を行います。	福祉相談課	在所者の状況に応じた就労支援の推進	R6 在所者の状況に応じた就労支援の推進	R7 在所者の状況に応じた就労支援の推進	R8 在所者の状況に応じた就労支援の推進
3-1-3	本人の利用申込に基づき、ハローワークへ支援要請を行います。ハローワークの巡回相談を市の窓口で実施します。	福祉相談課	ハローワークへの支援要請の実施及びハローワークの巡回相談の実施	R6 支援要請及び巡回相談の実施	R7 支援要請及び巡回相談の実施	R8 支援要請及び巡回相談の実施
3-2 出所者等が地域社会の一員として関わられる環境整備を推進します。						
重点取組	事業概要	担当課	取組	取組目標		
3-2-1	地域の誰もが気軽に集うことができる居場所を提供することで、孤独・孤立を防ぎます。	福祉政策課	居場所の周知やイベントの開催による孤独・孤立対策の実施	R6 居場所の周知 ・交流イベントの開催	R7 居場所の周知 ・交流イベントの開催	R8 居場所の周知 ・交流イベントの開催

3-3 出所者等の修学支援の体制の構築を推進します。						
重点取組	事業概要	担当課	取組	取組目標		
				R 6	R 7	R 8
3-3-1	<p>教育機関のみならず、保護司や福祉関係機関等（以下「教育機関等」という。）が連携して包括的にサポートします。</p> <p>義務教育を修了していない出所者等の修学支援</p>	福祉政策課	修学支援体制の構築	教育機関等の修学支援に関する課題の特定	教育機関等の修学支援に関する仕組みづくり	教育機関等による修学支援
		学校教育課				
3-3-2	<p>（再掲）教育機関等が連携して包括的にサポートします。</p> <p>公立中学校夜間学級の取組や問い合わせ方法を市民へ周知します。</p>	福祉政策課	<p>（再掲）修学支援体制の構築</p> <p>夜間中学の取組や問い合わせ先の周知協力</p>	（再掲）教育機関等の修学支援に関する課題の特定	（再掲）教育機関等の修学支援に関する仕組みづくり	（再掲）教育機関等による修学支援
		学校教育課				

3-4 児童生徒の非行の未然防止、早期対応のための取組を推進します。					
重点取組	事業概要	担当課	取組	取組目標	
3-4-1	各学校の生活指導主任、担当校長、警察、SSW、適応指導教室主任による生活指導主任会を開催し、児童・生徒の健全育成に係る情報交換、協議、研修等を実施します。	指導室	生活指導主任会における、児童・生徒の健全育成に係る情報交換、協議、研修等の実施	R 6 生活指導主任会の開催	R 7 生活指導主任会の開催
3-4-2	生活指導主任会出席者に加え、民生児童委員、PTAに加え、青少年健全育成連絡会によって、児童・生徒の健全育成に係る講演や協議等を実施します。	指導室	生活指導主任会出席者や民生児童委員及びPTAに加え、青少年健全育成連絡会の開催	R 6 青少年健全育成連絡会の開催	R 7 青少年健全育成連絡会の開催
児童生徒に対する非行防止に係る啓発活動の推進				R 8 生活指導主任会の開催	R 8 青少年健全育成連絡会の開催

基本目標 4：総合的で切れ目のない生活支援システムづくり

施策No

4-1 新たな保護司候補者を確保し、保護司等が出所者等への支援等を円滑に行える支援体制の強化を推進します。		取組	取組目標			
重点取組	事業概要		担当課	R 6	R 7	R 8
4-1-1 保護司の自宅以外の活動場所の確保、国の保護司活動のデジタル化を踏まえた保護司活動の環境整備の推進	保護司の自宅以外の面接場所を確保するとともに、研修の際には、デジタル化を踏まえた協力をを行います。	福祉政策課	多様な面接場所の確保等の環境整備	実施	実施	実施
4-1-2 保護司活動の支障となる要因の軽減の検討	保護司活動の支障となる、認知度不足解消に向けホームページの適宜更新やチラシの作成及び配架により市民の認知度向上に努めます。	福祉政策課	保護司会活動の認知度向上	R 6 ・(再掲) 更生保護団体等のホームページの充実 ・(再掲) チラシの作成	R 7 ・(再掲) 更生保護団体等のホームページの充実 ・(再掲) チラシの作成	R 8 ・(再掲) 更生保護団体等のホームページの充実 ・(再掲) チラシの作成
4-1-3 幅広い世代から多様な保護司候補者の確保の推進	保護司候補者の推薦に関する手続きを支援します。	福祉政策課	円滑な推薦手続きの実施	R 6 推薦手続きの支援	R 7 推薦手続きの支援	R 8 推薦手続きの支援

4-2 住居の確保が困難な出所者等の状況に応じた住居の確保に向けた支援体制の構築を推進します。					
重点取組	事業概要	担当課	取組	取組目標	
4-2-1 一時的な宿泊場所の紹介の推進	生活資金が足りず住居の確保が困難な出所者等に対して、一時的な宿泊場所の紹介を行います。	福祉相談課	必要に応じた一時的な宿泊場所の紹介	R 6 一時的な宿泊場所の紹介	R 8 一時的な宿泊場所の紹介
				R 7 一時的な宿泊場所の紹介	R 7 一時的な宿泊場所の紹介
4-2-2 居住支援協議会による相談支援機能の強化	相談者である出所者等を含む住居確保配慮者に対して、委託している居住支援団体が協力関係にある地元不動産仲介事業者が有する民間賃貸住宅の物件情報が有するマッチングを行います。	福祉政策課	住まい探しの相談窓口の実施  相談者の解決率（前年度に受付した相談の解決率）	R 6 住まい探しの相談窓口の実施及び伴走支援	R 8 住まい探しの相談窓口の実施及び伴走支援
				まちづくり推進課	R 7 住まい探しの相談窓口の実施及び伴走支援
4-2-3 出所者等への見守り等の支援体制の強化	出所者等であることから地域の中で孤独・孤立するなど生きづらさを抱えている人に気づき、必要な支援に結び付けられるよう、見守り体制の強化を図ります。	福祉政策課	出所者等への必要ない支援につなげるための見守り体制の充実	R 6 見守り等の支援体制の強化	R 8 見守り等の支援体制の強化

4-3 出所者等の出所の際、保健医療・福祉サービスを円滑に利用できる支援体制の構築を推進します。		取組目標	
重点取組	事業概要	担当課	取組
4-3-1 支援関係者等と連携した保健医療・福祉サービスの提供に向けた事前準備の推進及び伴走型支援の推進	福祉的な支援が必要な人に対して適切なサービスを提供できるよう、生活環境調整及び特別調整(注1)(以下「生活環境調整等」という。)による保健医療・福祉サービスの事前準備を行います。	福祉政策課	R6 生活環境調整等及び伴走型支援体制の整備
			R7 生活環境調整等及び伴走型支援体制の整備
4-3-2 出所者等の支援関係者等によるケース会議等への参加の推進	福祉的な支援が必要な人に対して適切なサービスを提供できるよう、生活環境調整等におけるケース会議等に参加します。	福祉政策課	R6 生活環境調整等及び伴走型支援体制の整備
			R7 生活環境調整等及び伴走型支援体制の整備
			R8 生活環境調整等及び伴走型支援体制の整備

(注1) 生活環境調整のうち、高齢（おおむね65歳以上）であり、又は障がい有する入所者等であって、かつ、適当な帰住予定地が確保されていない者を対象として、特別の手続きに基づき、帰住予定地の確保その他必要な生活環境の整備を行うものをいう。



4-4 依存症等の出所者等が出所の際、本人の状況に応じて適切な更生保護団体、医療機関につなぐ支援体制の構築を推進します。					
重点取組	事業概要	担当課	取組	取組目標	
4-4-1	依存症問題を抱える当事者や家族等に対して適切なサービスを提供できるよう、生活環境調整等におけるケース会議等に参加します。	福祉政策課	関係者が必要に応じてケース会議等への参加	R 6 ケース会議等への参加	R 7 ケース会議等への参加
4-4-1	依存症等の出所者等のニーズの把握、ニーズを踏まえた支援体制の構築の推進			R 6 ケース会議等への参加	R 8 ケース会議等への参加
4-5 出所者等の家族への支援に向けた体制の構築を推進します。					
重点取組	事業概要	担当課	取組	取組目標	
4-5-1	市職員や市内支援関係者等が、依存症問題を抱える当事者や家族等の相談に応じることができ、よう依存症、障がい等に関する知識習得や理解促進に努めます。	福祉政策課	依存症、障がい等に関する知識習得のための研修への参加	R 6 適宜	R 7 適宜
4-5-1	家族のニーズを踏まえた相談支援機関の情報提供、依存症、障がい等に関する知識習得・理解促進の機会創出の推進			R 6 適宜	R 8 適宜

基本目標5：多機関で協働して支援に当たる体制の構築

施策No

5-1 再犯防止を推進するための市職員、市内支援関係者等の人的体制の整備を推進します。					
重点取組	事業概要	担当課	取組	取組目標	
5-1-1	愛光女子学園との包括協定に基づいて実施する活動を支援します。	福祉政策課	愛光女子学園と連携した研修・広報活動の実施	R6	R8
	刑事司法機関等と連携した市職員、学校関係者、市内支援関係者等向け研修の実施	指導室	愛光女子学園と市内小中学校との交流	研修・広報活動及び交流の検討	研修・広報活動及び交流の実施
5-1-2	愛光女子学園との包括協定に基づいて実施する活動を支援します。	福祉政策課	愛光女子学園への見学会等の実施	R6	R8
	近隣矯正施設見学会等の推進			見学会等の検討	実施
5-2 在所者の出所に向けて矯正施設、刑事司法機関等との連携体制の構築を推進します。					
重点取組	事業概要	担当課	取組	取組目標	
5-2-1	(再掲) 福祉的な支援が必要な人に対して適切なサービスを提供できるよう、生活環境調整等におけるケース会議等に参加します。	福祉政策課	(再掲) 関係者が必要に応じてケース会議等への参加	R6	R8
	出所者等の支援関係者等によるケース会議等への参加の推進			(再掲) ケース会議等への参加	(再掲) ケース会議等への参加
5-2-2	重層的支援体制整備事業の取組を推進し、包括的相談支援事業による相談の受け止め、多機関協働事業による支援の実施等を行います。	福祉政策課	市職員、市内支援関係者等による相談支援体制の強化	R6	R8
	市職員、市内支援関係者等による連携の推進			連携体制の構築	連携体制の強化

5-3 出所者等の出所の前後に多機関で協働した支援を推進します。				
重点取組	事業概要	担当課	取組	
			取組	取組目標
5-3-1	関係機関とケースに応じた柔軟な居住確保に向けた連携を強化できる仕組みづくりの推進	福祉政策課 まちづくり推進課	(再掲) 住まい探しの相談窓口の実施	R 6
			(再掲) 住まい探しの相談窓口の実施及び伴走支援	R 7
5-3-2	重層的支援体制整備事業の支援会議等を活用した市職員、市内支援関係者等間の連携強化の推進	福祉政策課	(再掲) 相談者の解決率(前年度に受付した相談の解決率)	R 6
			複雑化・複合化した課題に対応した重層的支援会議等の開催	R 7
				R 8
				適宜
				適宜
				適宜



刊行物番号 R6-21

**狛江市第1次再犯防止推進計画取組状況確認表**

令和6（2024）年9月発行

発行：狛江市福祉保健部福祉政策課  
狛江市和泉本町1丁目1番5号  
電話 03（3430）1111

頒布価格：40円